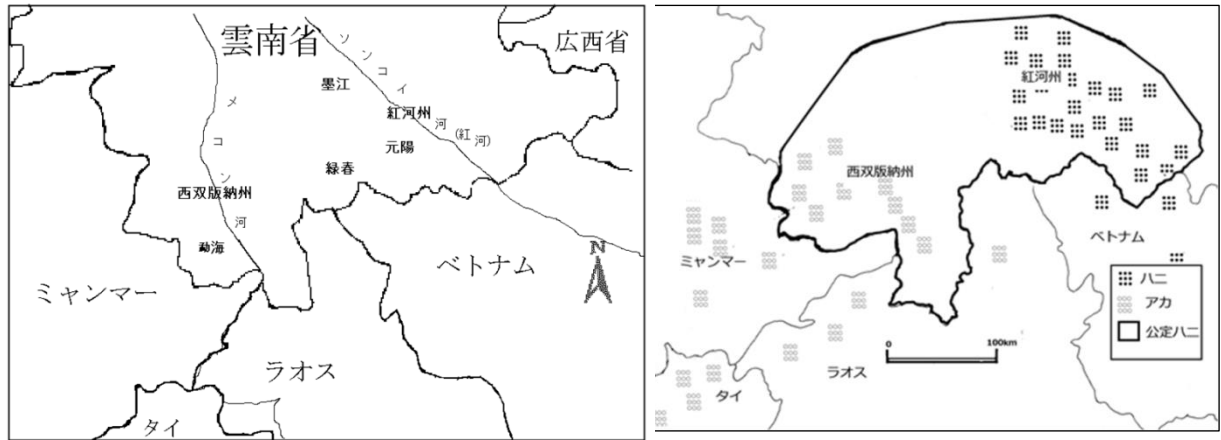


I 概況



ハニ=アカ族・・・計約229.0万人

中国ハニ族 (哈尼族)・・・約169.4万人 282,000人余りが中国アカ

ラオス→ハニ族848人、アカ族90,698人、計91,537人(2005年) 約10.8万人

ミャンマー 約40万人(アカ)

ベトナム 約2.4万人(ハニが多い)

タイ 約6万人

2015年現在 発表者による推定人口

Naqkaw Aqkaq Dzoecawq Armavq(NADA) Mekong Akha Network for Peace and Sustainability(MAPS)というメコン河流域(西双版纳州のアカ、ミャンマー、ラオス)のハニを含まないアカのみの組織を結成し正書法にかんする会議や教育交流などの組織化を図っている。・・・2009年ごろから カレンダーの普及、奨学金

・・・Laqbul Aqkaq (中国アカ)への違和感

II 雲南のアカという民族名称の歴史

雲南陸軍講武堂(1909年開学)

共産党→朱徳、葉剣英

民国期の政治家・・・蔡鏗、唐繼堯、李烈鈞、張開儒、顧品珍、李鴻祥、謝汝翼、羅佩金、劉存厚

・イ族出身で雲南省政府主席となる龍雲、盧漢

・朝鮮独立運動→李範奭(1900-1972)、權基玉(1901-1988)、金信、李英茂(李永茂)、崔庸健

・ベトナムのヴォー・グエン・ザップ(武元甲)、ヴァー・ハイトウ(武海秋)、ビルマのネウイン

・・・清末から1950年までの雲南史は講武堂出身者の歴史といってもよい[稲村2015]

年表

1951年4月 中央民族訪問団紅河地区訪問

1951年5月10日 蒙自専区各族各界代表会議で民族民主連合政府を成立させる決議がなされるがその代表は主席として、陳文祺(漢族)、副主席として李和才(元江人、愛尼族)、李呈祥(紅河人、窩尼族)が選出 民族区域自治実施綱要頒布

1952年4月15~23日 迤薩で挙行された各民族代表会議第一次会議で「紅河愛尼族自治県人民政府」が成立した。

1953年6月30日 蒙自地区委員会による「建立雲南省紅河区僣尼族自治区計划」の草案
*(紅河区=紅河、元陽、金平、河口)

7月15日 西双版纳州の格朗和僣尼族自治区成立

10月15~20日 蒙自専区第三屆各族各界人民代表会議で上記の草案による「僣尼族人民政府方案」を提出

12月 「江城彝族、卡朶族、碧約族聯合自治人民政府」設立法案提出

12月25日 紅河自治区首屆各族人民代表會議で政府を「雲南省紅河哈尼族自治区人民政府」とする決議

1954年1月1日 同上正式成立

5月15日 雲南民族識別組設立 6月2日~7月初 雲南民族識別組第一回調査

7月 元江県から浪堤、大羊街、車古、埡瑪、三村を編入

8月3日 中共雲南省委統戦部と辺委会が「愛尼」は「哈尼」に読み替えられると報告

8月12日~10月下旬 雲南民族識別組第二回調査(識別参考:1)

1957年7月 紅河哈尼族彝族自治州成立

1958年7月 大黒山などを緑春から編入

中国共産党の民族名称方針の転換
夷族→彝族（イ族 毛沢東の命名）
僮族→壮族（チワン族 周恩来の命名）
・ 共産党の英雄による他称の文字改変

↓

自称主義

徳昂族（ドゥアン）、拉祜族（ラフ）、景頗族（ジンポー）、

シブソンパンナー→西双版纳傣族自治州の成立とともにアカという語は差別語になった

その前にあった李和才の命名する「愛尼族」が残ってしまった

李和才（軍人：愛尼と命名）／李呈祥（土司：窩尼と認識）→紅河・元陽・緑河三県がハニでまとまると判断→ハニ

・ 中国の民族名は民族区域自治の政治のために必要に迫られて政治的に構築されたもの

III ABS法と「先住民」の「伝統的知識」

名古屋議定書（2010年10月29日決議、2014年10月12日に議定書は発効）

ABS法（Access and Benefit-Sharing）とは「遺伝資源及び伝統的知識に関するアクセスとその利用から生ずる利益の配分」についての法

フィリピン（1995年）、インド（2002年）などがすでに法制化

問題・・・

「伝統的知識」（TK）と先住民 Indigenous peoples（先住民・原住民）

国際的な知的財産制度とされる

「遺伝資源（genetic resources: GR）」

TK(traditional knowledge 伝統的知識) /folklore(民俗)

中華人民共和国憲法上すべての植物自体と遺伝資源は国家の所有

CBD は枠組み条約であり、用語についての法的定義はいまだ確立してはいないが、①生物多様性の保全②その構成要素の持続可能な利用、及び③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とし、各国が自国の遺伝資源に関して主権的権利を有することが明文化されている。また、先住民等が伝承してきた伝統的知識の保護が盛り込まれた点で重要な意味を有する

「伝統的知識」（traditional knowledge: TK）と「先住民」（indigenous peoples）という概念である。これについての国際的に統一化された定義はまだなく、この点について各国の反応は歴史や考え方の違いで大きく対立する。中国は生物多様性（生物種の多様性）という点ではブラジル、コロンビアに次いで、2005年時点世界第三位であり、田上は「遺伝資源の他に CBD に関連して中国が大きな関心を寄せているのが、中薬・民族薬を始めとする伝統的知識の保護である。中国は五六の民族によって構成されており、多様な伝統的知識を有している」という。

名古屋議定書

（前文の一部）

条約第八条の規定が遺伝資源に関連する伝統的な知識及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について有する関連性を想起し、遺伝資源と伝統的な知識との間の相互関係、原住民の社会及び地域社会{indigenous and local communities}にとってそれらが不可分であるという性質並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため並びにこれらの社会の持続可能な生存のために伝統的な知識が有する重要性に留意し、原住民の社会及び地域社会において遺伝資源に関連する伝統的な知識を保ち、又は有している状況の多様性を認識し、原住民の社会及び地域社会がこれらの社会の遺伝資源に関連する伝統的な知識を正当に有する者をこれらの社会内において特定する権利を有することに留意し、さらに、各国において遺伝資源に関連する伝統的な知識が口承、文書その他の形態により特有の状況の下で保たれていること並びにこれらの状況が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する豊かな文化遺産を反映するものであることを認識し、先住民の権利に関する国際連合宣言に留意し、この議定書のいかなる規定も原住民の社会及び地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認して、次のとおり協定した。[環境省 HP、括弧内原文]

第五条公正かつ衡平な利益の配分

1 遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、条約第十五条3及び7の規定に従い、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相互に合意する条件で行う。

2 締約国は、遺伝資源についての原住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法令に従ってこれらの社会が保有する遺伝資源の利用から生ずる利益が、当該原住民の社会及び当該地域社会と相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分されることを確保するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

名古屋議定書の第十二条遺伝資源に関連する伝統的な知識の3

「締約国は、適当な場合には、原住民の社会及び地域社会（これらの社会に属する女子を含む。）が次のことを行うことを支援するよう努める。遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する慣例を発展させること。遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための相互に合意する条件に関する最小限の要件を定めること

第十一条国境を越える協力

1 同一の遺伝資源が二以上の締約国の領域内の生息域内において認められる場合には、当該二以上の締約国は、この議定書を実施するため、適当なときは、必要に応じ関係する原住民の社会及び地域社会の参加を得て、協力するよう努める。

2 複数の締約国にわたる一又は二以上の原住民の社会及び地域社会によって遺伝資源に関連する同一の伝統的な知識が共有されている場合には、当該複数の締約国は、この議定書の目的を実現するため、適当なときは、関係する原住民の社会及び地域社会の参加を得て、協力するよう努める。

中薬とその権利

現在のところは中薬知識にかんしては公知（public domain）ということになりそうである。とはいえ、特に所有権にかんして社会主義市場経済という法制度を持つ中国においては「少数民族の伝統的知識の保護」という文言は政治的な意味を帯びる。「中薬」知識のような膨大な知識を「漢族」に帰属せしめるようなことは、国際的な問題にも発展するであろうし、その非難をかわすにも「民族薬」は重要でもある。植物自体と遺伝資源は国家に帰属するわけであるから、中国は「中薬」の定義を「中国薬」、「中華民族薬」、「漢族薬」、「中華伝統を持つあらゆる薬剤」とでもする可能性がある。これは薬という生命にかかわる問題であり、「資源」を争う重大な問題である

中医薬 中薬 民族薬…

「中医薬とは、中華民族伝統医薬を指し、中医薬と民族薬を含む」[田上 2009:95]。

・中医薬は一般には中薬（中国の古典に記載された薬）と民間薬（記載のない草薬など）

cf. 漢方薬、韓方薬

先住民… 清水昭俊が2007年の国連先住民宣言から読み取ったのは①自己決定権の集體的主体としての「民」（peoples）（民族ではなく少数集団でもない）②「民族絶滅と文化絶滅」の歴史経験の二点を持つ「先住民」像であり、「先住民」概念の定義は先住民自身で決める権利を保障するということであった

514種が「公定ハニ族医薬」の植物種データということになり、83種ほどが『西双版納哈尼族医薬』のみに記載されている。アンダーソンの記述と薬効が同一と認めることのできる薬草知識があるのはわずか82種のうち5種、『中薬辞典』の記述と同じと思われるものは82種のうち60種程であった。『中薬辞典』に載っていなかったのは20種である。次にアンダーソンの記述と「公定ハニ」のデータが植物の学名まで一致しているのは二書合わせて40種であるが、アンダーソンの記述と一致したのは1種でほぼ一致したといってよいものも含めても2種である。8種が『中薬辞典』に載っていない。用法まで含めると同一のものは皆無である。症状で数えてみると、亜種・近似種も含めた82種にアンダーソンが薬効を認めた総症状数317症状の内、二書に記載されていない症状は302症状、率にして82.5%が一致していない。植物の学名が完全一致した40種の症状の総計182症状のうち二書にない症状は153症状、率にして84.1%が一致していない

→そもそもこの二書のやったことはハニ＝アカ族の民族植物学ではなくハニ族地域の中薬の調査

結論

中国のアカおよびハニの薬草研究はまやかしであり、伝統的知識について研究してきたのはタイの NGO である。仮に ABS 法が中国で成立したとしても中国の自治区政府には何らの権利が渡されるべきではない。特にアカの国境を越えた連携についてタイが中心になるべきであるが、タイには ABS 法をめぐる動きは今のところない。

*本発表は日本学術振興会 学術研究助成基金助成金(基盤 C)「雲南少数民族の薬草知識の『資源化』にかんする文化人類学的研究」(平成 24~26 年度)課題番号 24520915 および「中国周縁部における歴史の資源化に関する人類学的研究」研究代表者塚田 誠之 基盤研究(A)(平成 27~29 年度)による成果の一部である。

主要参考文献

稲村務

- 1996 「アカ族・ハニ族・アイニ族—中国雲南省西双版纳州における『アカ種族』の国民統合過程」
『東南アジア—歴史と文化』25号 東南アジア史学会 山川出版社 pp.58-82。
2002 「中国ハニ族の『支系』について—民族識別と『支系』概念の整理」
『歴史人類』30号 筑波大学 歴史・人類学系紀要 pp.26-56
2012 「集合的記憶としての系譜—中国雲南省および東南アジア諸国のハニ=アカ族の父子連名制系譜を事例として—」
『琉大アジア研究』11号 琉球大学国際沖縄研究所アジア研究部門 pp.1-54
2012 「民族医薬辞典のなかのハニ族・アカ族・イ族の薬用植物知識の比較—「伝統的知識」をめぐる批判的検討」『琉大アジア研究』11号 琉球大学国際沖縄研究所アジア研究部門 pp.87-134。
2013 「村落の移動と環境—雲南省を中心とするハニとアカの生態系」
『地理歴史人類学論集』4号 琉球大学法文学部紀要人間科学別冊 pp.45-60
2014 「棚田、プーアル茶、土司—『ハニ族文化』の『資源化』—」
『中国の民族文化資源：南部地域の分析から』武内房司・塚田誠之(編)風響社 pp.191-233
2014 「中国紅河ハニ棚田の世界文化景観遺産登録からみる「文化的景観」と「風景」」
『地理歴史人類学論集』5号 琉球大学法文学部紀要人間科学別冊 pp.23-70

稲村務・村上めぐみ 2014

- 「北西ラオスのアカ族における植物知識および西双版纳州の商品作物市場調査報告」
『地理歴史人類学論集』5号 琉球大学法文学部紀要人間科学別冊 pp.89-115

稲村務

- 2014 「山を目指してきた人々と海を目指していた人々—ハニ=アカ族とアミ族—」
『人類の拡散と琉球列島』池田榮史編
平成 25 年度琉球大学中期計画達成プロジェクト報告書 pp.85-115
2015 「祖先と資源の民族誌—中国雲南省を中心とするハニ=アカ族の歴史人類学的研究—」
東北大学環境科学研究科博士号学位論文(2015 年 3 月 6 日付)
2015 「雲南紅河土司の歴史—ハニ=アカ文化の『断続性』」
平成 26 年度琉球大学中期計画達成プロジェクト経費報告書『継続性と断続性—自然・動物・文化—』
(研究代表者：池田榮史) pp.137-186(重大な誤植があり正誤表をみること)
f.c. 2014/12 「雲南紅河土司の『近代』—清末から共和国成立後まで—」『琉大アジア研究』12号 琉球大学国際沖
縄研究所アジア研究部門(発表部分は上記と同じ)
2015 「水と馬—清末までの雲南南部における『盆地国家連合』と『山稜交易国家』—」
『地理歴史人類学論集』6号 琉球大学法文学部紀要人間科学別冊 pp.41-63

f.c.(2015・10 予定)

- 「ハニ族と雲南イ族における薬草知識をめぐるポリティクス—ABS 法と非物質文化遺産—」
『民族文化資源とポリティクス—中国南部地域の分析から—』塚田誠之編 風響社 pp.75-128

片岡樹

- 2013 「先住民か不法入国労働者か?：タイ山地民をめぐる議論が映し出す新たなタイ社会像」
『東南アジア研究』50 (2) : 239-272

田上麻衣子

- 2009a 「中国における遺伝子資源及び伝統的知識に係る ABS 規制の現状」
『東海法学』41号 pp.69-100。
2009b 「台湾における遺伝子資源及び伝統的知識に係る ABS 規制の現状」
財団法人バイオインダストリー協会『平成二〇 年度環境対応技術開発等(生物多様性条
約に基づく遺伝子資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書』(2009 年)

Anderson, Edward F.

- 1993 *Plants and People of the Golden Triangle: Ethnobotany of the Hill Tribes of Northern Thailand.* Silkworm Books.

阿海 等編 1999 『西双版纳哈尼族医薬(哈尼・漢・英対照)』雲南民族出版社
何建疆 等編 1999 『中国哈尼族医薬』雲南民族出版社